

令和7年国勢調査 調査員紹介業務 仕様書

本仕様書は、吹田市(以下「発注者」という。)と受注者との間で締結する令和7年国勢調査 調査員紹介業務について、必要な事項を定める。

1 件名

令和7年国勢調査 調査員紹介業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)まで

3 契約方法

単価契約(一人当たり)

4 業務内容

(1)概要

令和7年国勢調査の実施に当たり、受注者は発注者が求める人材を確保し、国勢調査調査員(以下「調査員」という。)として従事できる者を、調査員候補者名簿(エクセルデータ)を作成の上、発注者が定める期日までに、発注者に報告する。発注者は名簿を確認後、任命する調査員を決定し、受注者に連絡する。

受注者は任命する調査員に次の項目について連絡すること。

ア 担当調査区

イ 国勢調査調査員説明会(以下「説明会」という。)

ウ 調査員報酬

エ 個人番号の提供

(2)調査員数

約150人(最終的に紹介依頼する調査員数は、発注者の調査員の確保状況によって増減する場合がある。)

なお、本契約期間内であれば、必要に応じて随時、発注者から受注者に対して

紹介を依頼することができるものとし、紹介人数については、発注者と受注者の間で、都度、協議を行うものとする。

(3) 提出物

国勢調査 調査員候補者名簿

(4) 提出期限

令和7年7月4日(金)(提出後に調査員を辞退する者が発生した場合、発注者は受注者に対し辞退者が発生した旨を報告する。その際、受注者は必要に応じて随時、調査員候補者を補充し、発注者に報告すること。)

(5) 調査員候補者の確保方法

- ア 募集方法及び広告の掲載内容について、発注者の承諾を得ること。
- イ 受注者は発注者に実際に利用した広告媒体の見本を提出すること。
- ウ 自治会等の関係団体経由の募集を行わないこと。
- エ 発注者が独自に調査員募集を行い、本契約締結時点で既に登録が完了している者については、本業務における調査員候補者の対象とはしない。

(6) 調査員候補者の選考

- ア 調査員候補者については、以下の要件を全て満たす者を選考すること。

(ア) 令和7年8月31日(日)時点で20歳以上の者で、令和7年9月1日(月)から令和7年10月31日(金)までの間、最後まで責任を持って調査活動ができる者

(イ) 調査により知り得た秘密を守ることができる者

(ウ) 警察又は選挙に直接関わっていない者

(エ) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者

(オ) 発注者及び受注者からの連絡を常時とることができる者(平日開庁日において、発注者からの連絡に対し、2日以内に折り返し連絡ができること)

(カ) 1 調査区当たりの世帯数は、概ね40世帯～90世帯を基本としており、原則として発注者が指定する調査区について、1 調査員当たり2 調査区～3 調査区程度を担当するものとする。

なお、担当する調査区の相談には応じない。

イ 応募者へは業務内容及び守秘義務について十分に説明すること。

(7)名簿の作成

ア 名簿の様式は、発注者と協議して作成すること。

イ 電子媒体の名簿はエクセルで作成すること。

(8)調査員との連絡について

任命期間中に発注者と調査員との間で連絡が不通になった場合、受注者の責任の下、調査員と連絡をとらなければならない。

5 国勢調査の概要及び調査員の業務について

(1)調査期日 令和7年10月1日(水)

(2)任命期間 令和7年9月1日(月)から令和7年10月31日(金)まで

※任命期間は変更する場合あり

(3)調査の概要

ア 調査員事務説明会への出席(9月上旬)

イ 調査関係書類の記入及び配布(9月中旬～下旬)

ウ 調査票の回収(10月上旬)

エ 調査票提出状況の確認及び未提出世帯からの調査票の回収(10月中旬～下旬)

オ 調査関係書類の整理・提出(10月下旬)

(4)調査員報酬

発注者から直接、調査員に支給する。

※詳細については、市ホームページ参照のこと。(トップページ>市政>統計・調査>令和7年国勢調査の調査員を募集します!)

6 守秘義務の厳守

本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報等を漏洩してはならない。
本契約期間終了後も同様とする。

7 受注事業者要件

有料職業紹介事業の許可を取得していること。

8 委託料の支払い

(1) 委託料の算出方法

発注者は受注者に対して、「契約単価(紹介手数料)×調査員業務完了者数」を委託料として支払うものとする。「調査員業務完了者数」とは仕様書5の(2)の期間において調査員としての業務を完了した人数を示す。ただし、調査員任命後、途中で辞退した者及び発注者の指示に従わず、調査員としての業務を完了しなかった者については「調査員業務完了者数」にカウントしない。

なお、辞退者の業務を代替者が遂行した場合は、その代替者のみ「調査員業務完了者数」にカウントする。

(2) 委託料の請求及び支払い

受注者は契約期間満了日において「調査員業務完了者数」を発注者に報告し、発注者が正当と認めた場合、受注者は仕様書8の(1)の算出方法により委託料を請求する。発注者は、受注者から支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

9 提出物

(1) 本仕様書の各章において提出を必要とする書類

(2) 提出物の内容に変更のある場合は、その都度、必要書類を揃えて提出すること。

(3) その他発注者が必要とする書類

10 その他

(1) 本仕様書に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。